

# ロードサービス特約 Q&A

南九州交通共済協同組合

Q.1 組合提携業者(日本ロードサービス株式会社)ではなくディーラーでレッカーをお願いしました。日本ロードサービス株式会社以外のロードサービスを利用した場合にも特約の対象となりますか？

A.1 これまでロードサービス特約の対象を当組合の提携業者(日本ロードサービス株式会社)のみに限定しておりましたが、大型車等の「自動車ディーラー」経由でのロードサービスの提供を受けた場合であっても特約の対象とすることとなりました。その場合、費用をレッカー業者等に支払った領収書および事故または故障の修理記録等の立証資料、レッカー搬送作業の明細書等の搬送の事実、日付および費用を証明する客観的書類等をご提出いただく必要がございます(作業の内容、金額によっては特約共済金をお支払いできない可能性がございます)。

(約款 ロードサービス特約 第2条及び第7条)

Q.2 レッカー搬送距離は何キロまででしょうか？

A.2 上限額を20万円までとしており、搬送距離での特約条件は定めておりません。

(原則 最寄りの修理工場まで 約款 ロードサービス特約 第4条 第4項)

Q.3 特約条件以外の作業はできないのですか？

A.3 有料にはなりますが、対応可能です。

例：バッテリージャンピング、ガス欠、鍵開け等

Q.4 雪道でスリップして動けないので、特約で対応してほしい。

A.4 事故または故障によらないスタックは特約の対象となりません。

(約款 ロードサービス特約 第4条 第5項)

Q.5 ロードサービス特約を利用したので、特約を解約して新たに特約を契約し直すことはできますか？

A.5 特約契約期間中に一度でも特約のご利用があった場合、特約を解約される際には特約掛金の支払方法が分割払いであるときは解約が発生した日から共済契約期間満了日(満期日)までの特約掛金の残りを一括でお支払いいただく必要がございます。特約掛金の支払方法が一括払いであるときは、解約返戻金は発生いたしません。また、特約の再契約はできません。満期の更新時には新たに特約の契約ができます。

Q.6 車両共済と特約を契約中の車両が単独事故を起こしました。車両共済を使用して修理をしますが、レッカー費用は特約から支払ってください。

A.6 修理費用及びレッカー費用の合計が車両共済限度額内であった場合、レッカー費用については車両共済を優先して支払います(約款 車両条項 第7条 第2項)。

修理費用及びレッカー費用の合計が車両共済限度額を超えた場合には、レッカー費用のうち車両共済限度額内における費用については車両共済を優先して支払い、残りの超過分については特約の限度額範囲内においてのみ特約で支払います(約款 ロードサービス特約 第8条 第2項及び第3項)。

Q.7 特約契約中の車で特約を1回利用しました。この車を入れ替えた場合、利用限度回数はどうなりますか？

A.7 特約契約期間中に車両の入替が発生した場合、入替後の車両については入替前の車両の利用回数を引き継ぎます。特約契約期間中の利用限度回数が2回であった場合で、入替前の車両で1回利用したのち入替が発生した際には、入替後の車両の利用限度回数は残り1回となります。また、利用限度回数を上限まで利用した後に入替が発生した場合であっても、同様に入替後の車両の特約契約はできません。